

北海道教育委員会 公報

平成26年12月25日
(木曜日)

第6133号

目次

告示

- 教育職員免許状の失効について…………… 3
- 市町村立小学校及び中学校の位置変更について…………… 3

正誤

- 平成26年4月15日付け第6116号の正誤について…………… 3

告 示

北海道教育委員会告示第78号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成26年12月25日

北海道教育委員会委員長 中村隆信

氏名	白幡亮平	本籍地	北海道		
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者		
小学校教諭1種免許状	平22小一第82号	平成23年3月23日	青森県教育委員会		
中学校教諭1種免許状 (国語)	平22中一第128号				
高等学校教諭1種免許状 (国語)	平22高一第224号				
失効年月日	平成26年11月19日				
失効の事由	教育職員免許法第10条第1項第2号				

北海道教育委員会告示第79号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条第3号の規定に基づく次の市町村立の小学校及び中学校の位置変更の届出を、受理した。

平成26年12月25日

北海道教育委員会委員長 中村隆信

設置者	名称	変更の時期	変更前の位置	変更後の位置	変更の理由
留萌市	留萌市立 留萌小学校	平成27年1月20日	留萌市沖見町 4丁目62番地 1	留萌市寿町2 丁目10番地	改修工事完了に 伴う移転
様似町	様似町立 様似中学校	平成27年1月1日	様似郡様似町 朝日丘46番地	様似郡様似町 錦町53番地の 5	旧北海道様似高 等学校校舎の転 用に伴う移転

正 誤

平成26年4月15日付け第6116号に掲載の「給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について等について」（平成26年4月15日付け教給第2号北海道教育委員会教育長通知）に次の誤りがあったので、訂正します。

別記2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（平成26年3月28日付け人委第805号北海道人事委員会事務局長通知）

記の第14条関係第6項第1号の改正規定中（9ページ）

（誤）

を削り、「において3で除して得た数」を「及び第35条関係第11項第1号」に改める。

（正）

及び「において3で除して得た数」を削る。

記の第35条関係中第7項及び第8項を削り、第6項を第8項とし、同項の次に3項を加える
改正規定の11(1)中（10ページ）

（誤）

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第34条各号に掲げる職員以外の職員であって第14条の規定の適用において切り捨てられた端数月数があるもの 第35条第1項から第5項までの規定を適用した場合に得られる号俸数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数に、端数月数（12月で除すこととされる経験年数の端数月数があるときはその月数、18月で除すこととされる経験年数の端数月数があるときはその月数の3分の2に相当する月数又はその双方の経験年数の端数月数があるときは12月で除すこととされる経験年数の端数月数と18月で除すこととされる経験年数の端数月数の3分の2に相当する月数を合算した月数）を3で除した数を加えて得た数

（正）

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第34条各号に掲げる職員以外の職員であって第14条の規定の適用において切り捨てられた端数月数があるもの 第35条第1項から第5項までの規定を適用した場合に得られる号俸数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）を12月で除した数を乗じて得た数に、端数月数（12月で除すこととされる経験年数の端数月数があるときはその月数、18月で除すこととされる経験年数の端数月数があるときはその月数の3分の2に相当する月数又はその双方の経験年数の端数月数があるときは12月で除すこととされる経験年数の端数月数と18月で除すこととされる経験年数の端数月数の3分の2に相当する月数を合算した月数）を3で除した数を加えて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）